

情報通信審議会 情報通信政策部会
放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第13回)
ワーキンググループ合同
議事概要

1 日 時

平成30年4月13日(金) 14時30分

2 場 所

TKP市ヶ谷カンファレンスセンター ホール7A

3 議 事

- (1)権利処理タスクフォース検討結果の報告
- (2)同時配信を想定した場合のトラヒック推計の検討について
- (3)高精細映像の安定的かつ効率的な配信に係る検討

4 出席者(順不同、敬称略)

【構成員】《委員会》

村井純主査(慶應義塾大学)、新美育文主査代理(明治大学)、近藤則子(老テク研究会)、谷川史郎(東京藝術大学)、三尾美枝子(キューブM総合法律事務所)、内山隆(青山学院大学)、河島伸子(同志社大学)

《ワーキンググループ》

相子宏之(TBSテレビ)、阿部浩二(日本放送協会)、石澤顕(日本テレビ放送網)、清水賢治(フジテレビジョン)、廣瀬和彦(テレビ東京ホールディングス)、藤ノ木正哉(テレビ朝日)、井上治(電子情報技術産業協会)、木田由紀夫(衛星放送協会)、木村信哉(日本民間放送連盟)、林正俊(日本ケーブルテレビ連盟)、福井省三(IPTVフォーラム)、吉田正樹(日本音楽事業者協会)、高杉健二(日本レコード協会)、溝谷哲也(日本音楽著作権協会)、椎名和夫(映像コンテンツ権利処理機構)、別所直哉(ヤフー)、角隆一(日本電信電話)、小林文記(ソフトバンク)、宇佐見正士(KDDI)、岩浪剛太(インフォシティ)、岡村宇之(日本映像事業協会)、宮下令文(日本動画協会)、清水哲也(全日本テレビ番組製作社連盟)、遠藤誠(全国地域映像団体協議会)、五十嵐真人(博報堂)

DYメディアパートナーズ)、吉村行夫(電通)、長田三紀(全国地域婦人団体連絡協議会)

《オブザーバ》

白鳥綱重(文化庁)、山田仁(経済産業省)

【総務省】《情報流通行政局》

山田真貴子(局長)、奈良俊哉(審議官)、鈴木信也(総務課長)

【事務局】豊嶋基暢(総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長)、吉田宏平(地域放送推進室長)、

古賀康之(地域放送推進室技術企画官)

5 配付資料

資料13-1 権利処理タスクフォース検討結果

資料13-2 地上波テレビ放送のネット同時配信を想定した場合のトラヒック需要の推計モデルに関する検討及び検証(電通メディアイノベーションラボ)

資料13-3 「4K・8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会」における検討状況

参考資料13-1 放送コンテンツ権利処理タスクフォース 開催要綱

参考資料13-2 権利処理タスクフォースにおける主な検討項目

参考資料13-3 放送コンテンツ委員会(第10回)における主なご意見(権利処理関係)

参考資料13-4 平成30年度推進計画(放送コンテンツ適正取引推進協議会)

参考資料13-5 委員会(第12回)議事概要

6 議事概要

(1) 権利処理タスクフォース検討結果の報告

○ 資料13-1に基づき新美主査代理及び事務局より説明がなされた。

◆ 意見交換

○ 【椎名構成員】なかなか複雑多岐にわたる内容を、ちゃんとお説明いただいてありがとうございます。

今回の議論に参加して非常に思いましたのは、やはり13ページに示された課題というのが、実はかなり大きなポーションを占めているという話がございます。この分厚い報告書の一番後ろの58ページを見ていただくと、時間数、番組数、それぞれ権利者等からネット配信の許諾は得られな

かったというのが、時間でいうと1.7%、番組数でいえば0.8%と。それ以外の配信権なし、外部調達、購入番組等々、そういうもののほうがはるかに大きな比重を占めるわけですね。

ところが、放送番組の流通の円滑化という、なぜか音楽と実演の権利が問題という話になりまして、今回もその文脈の中で音楽と実演のサブワーキンググループができて議論をしてきたわけです。民放さんがまだ具体的に考えていないということで、具体的なソリューションというのは書かれていないわけですが、おおむね現行の包括的な処理、民民での知恵の出し合いでやっていけるだろうということに落ちるのではないかと、ということ想像させる報告書になっていると思います。にもかかわらず、権利制限の話はずっと出てくるわけです。報酬請求権にしまえというような話、制度を変えてしまえば円滑に流れるんだと。

制度を変えても円滑に流れないということが、この13ページに書いてあると思うので、その点、ちょっと申し上げておきたいと思います。この話にまつわる議論で、音楽の話と実演の話が出てくれば、もちろん僕らは何度でも出てきますし、権利処理を円滑化することは権利者団体の仕事ですから、その議論をすることは一向にやぶさかではないのですが、そろそろ近視眼的に著作権が問題なんだと、だから流れないんだという発想は、ここら辺で少し転換していただいたほうがいいのではないかなと思いますので、その点も指摘させていただきます。

(2) 同時配信を想定した場合のトラフィック推計の検討について

- 電通メディアイノベーションラボより、資料13-2に基づき説明がなされた。

◆ 意見交換

- 【内山構成員】すばらしいレポートをありがとうございました。大学の先生的にはもうこれを見ているだけで興奮してしまうのですが、これをきちっと社会に提示できる形にしていかなければいけないかなと思っておりまして、実際、どうしても机上のいろいろな仮定前提条件をいっぱい設けた議論ですので、やはり次のフェーズとして、ここで出てきた各種のパラメータにリアリティを持たせる必要があるかなというのが私の感想でございます。そのため、実証実験なり何なり、また次のフェーズの中でそのパラメータを固めていただければよろしいのかなという印象を持ちました。

それから、これは電通さんというより、もし通信業者の方で何かコメントをいただければうれしいのですが、例えばこの資料でいうところの17や18の、現状のネットトラフィックの数字があって、例えば18ページでしたら移動体で、そこで700ギガバイトぐらいで、ピーク時で2,800とか2.8テラぐらいのトラフィックがあります。それで、今日、このシミュレーションの中で、例えば大規模イベントとか大災害が起きたときに、例えば移動体に対しては、ページでいうと24ページで400ギガとか1.5テラぐらい乗っかってきますというシミュレーションが出ました。この負荷というのは、ネット的にはいなせる負荷なのか、あるいはやはりきつい負荷なのか、

もうちょっと設備投資的なことが必要になってくる話なのか、あるいは遅延みたいなことに対してどのぐらいの影響が出るような数字感覚なのかということなのですが、もしどなたか、おわかりになる方がいれば教えていただければと思います。

- 【電通メディアイノベーションラボ 美和様】お答えになるかどうかわからないのですが、1つは、この同時配信の視聴行為者としてあらわれている方が、このときに実はネット上でほかのことをやっていて、それが単に行動として同時配信を視聴することに切りかえるだけという場合であれば、多分、インフラへの負荷も抑えられると思うのですが、今回視聴行為者率を集計したところでは、ふだんその時間帯にネット行動をしていない人、例えば食事をして友達としゃべっているというような行動がネット同時配信に切かわってくるようなインパクトのほうが大きいかなというふうには見ております。

そういう意味では、現在の動画視聴がそのまま同時配信にかわるよりも、もっとインパクトの大きいものが出てくるというふうに考えております。

- 【村井主査】トラフィック自体は全体の総量で、どのような捌き方になっているかというのはなかなかわかりにくいというのが実態だと思います。ただし、今は相当トラフィック・オブティマイゼーションという、どこでどのようなトラフィックが起こっているか、それをどのように最適化していくかという技術が非常に発達してきています。今風の言葉で言えばA I的なトラフィックの処理というのでしょうか。(それをA Iとはあまり呼びたくないですけども。)それを総合的にうまく管理していくというのが、これからこの分野では非常に重要になってくると思います。

今ご説明いただいたような、いろいろな変動要素があって、それを検知してさばくという知恵も、大分発展してくると思いますので、そういう意味では、今までより未来は少し賢くなるだろうということも予想する必要があるかなと思いました。

というわけで、あまりお答えになっていないのですが、今度はワイヤレスキャリアと固定網との関係、オフロードという言葉も出てきましたが、これらのバランスというのも大切です。現在の日本ではモバイルキャリアの性能が非常に高いのです。したがって、そこに依存していったほうがいいという議論もあります。例えば、さきほどオフィスの中でW i - F iを使うというお話がありましたけれど、私もいろいろな場所でコンピューターを使いますが、W i - F iにつなぐよりも自分のコンピューターの中に入っているS I Mで通信したほうが早いことがあります。ですから、速度が必要なときはS I Mに切りかえるみたいなことをよくやります。皆さんもテザリング等をされているかもしれませんが、私たちの国というか環境の特徴というのもあります。今後、5 G等の技術がいつの時点でどのように提供されるかということでもまた変わってくるだろうと思いますが、それも重ね合わせた上でのオブティマイゼーションというのができてくれば、それを追及していくことが重要だと思いました。

もう1つは、今回の調査をしていただいた方への質問ですけれども、2つあります。1つ目の質問は、実はこのトラフィックの総合的な分析というのはなかなか難しいのです。一社一社ではできませんけれども、この総合的な分析をかなりやっているのが日本なのです。これは総務省のおかげということなのですが、その調査をさせていただいて、国のトラフィックの全体の流れという論文を書けるのは、ありがたいことに日本なのです。

したがって、このデータがうまくこの調査と一緒になるといいなというのが1点と、それから、さきほどの通信の秘密との関係であまり細かい分析はできないというのは、それもそうなのだけれども、その中で、ストリーム型のトラフィックなのかそうでないのかというのは、これはプロトコル別で判別できますので、そのことから大分できるというのが、日本の調査研究がうまくいっているということなのです。

というわけで、それをうまく利用できないかということと、それからもう1点は、今、通信機器メーカーが精力的に調査活動をやっている、ビデオトラフィックがどれだけ増えてきているのか、これからどれだけ増えるのかというデータが沢山出ているのです。これには割合信頼できると言われているデータがありますので、それと日本との掛け算みたいなことを考えていくことが必要ではないかと思います。

最後の1点は、海外では、例えば英国などが既に同時再送信の切り替えをしています。このときのインターネットへの影響に関するレポートがあると思うのですが、これも参考になるのではないかと思うのです。つまり、ある意味の地上再送信のようなことを経験した国のレポートです。

私も内山先生のように大学教員の立場でいろいろなことを言ってしまうかもしれませんが、主査らしくないコメントで申しわけございませんでしたが、そのあたりが非常に、我々としては使いどころかなという気がいたしました。

- 【角構成員】まずは調査をありがとうございました。非常に貴重なデータかなと思っております。

一方で、先ほどおっしゃったように幾つかの仮定を置いたということなので、最終的にどのぐらいインパクトがあるのかというご質問でございますが、少なからぬインパクトはあるだろうというふうには認識をしております。村井先生がおっしゃったように、その中で様々な工夫のしようがあるというところもその通りかと思いますが、一方で、サービスというのはやはりエンド-エンドということでございますので、送出側から、最後はエンドユーザーに届くまでの間に、様々なステークホルダーが入っておられるということなので、その皆さんの規模の大小であったり、サービスエリア、それから体力のあるところ、ないところといったところも含めて考えて、後もう少し言うと、このサービスによって増収になるところ、ならないところと、様々いらっしゃる中で、それをどう吸収していくのかというのが非常に大きな課題かなと思っています。

ですので、インパクトがあるか無いかということ、やはりあるということで、しかもそれがどこに

あらわれるのかということは分析が必要で、それを皆さんで協力して、サービスとして継続可能な形でしっかりと組んでいくのが非常にいいことかなと思いますので、その議論がさらに必要かなという意識は持っております。

- 【村井主査】ありがとうございます。内山先生が最初におっしゃった、キャリアの方はどう思われますかというのでお答えいただいたのですが、モバイルキャリアの方や固定網の方はそれぞれ、そのインパクトというのを非常によく理解されていると思いますので、それも含めて、こういう予測ができてくるのはとても重要ではないかと思います。どうもありがとうございます。
- 【近藤構成員】老テク研究会の近藤でございます。トラフィックが非常に集中して、仮に画質が落ちるようなことがあっても、ぜひ継続して視聴できるようにということをお願いしておきたいと思えます。ある程度の、これ以上でないとかだめとかいうのではなく、とにかく災害時であれスポーツ中継であれ、外でも見られているということがすごく重要だということと、調査の中では、必ずしも外ではなくて宅内で見えらっしゃる方も多いという結果はわかるのですが、やはりニーズが高いのは、おうちで見られないときというのを考えたときには、仮に画質が落ちても、ぜひ視聴できるように関係者の技術者の皆さんには頑張ってくださいと思います。
- 【谷川構成員】大変興味深い分析をありがとうございました。3ページのところの、利用者の特性の観点ということで、視聴方法はどうなるのだろうかということに留意しながらということになっていたのですが、結果的にはこれはどんなふうに取り込まれて分析されたのでしょうか。
- 【美和様】お答えいたしますと、この5番目の利用特性の観点に関しましては、ほとんど加味することができず、既にそれ以外のパラメータを入れるだけで手いっぱいでした。

ただ例えば同時配信が、短時間視聴になるのかつけっ放しなのかという観点に関しましては、実は過去にいろいろ実施された様々な動画ストリーミングサービスの視聴行動データ、を横にらみにしながら見ていると、テレビに近い動画サービスをネットで配信した場合には、やはり短尺の動画視聴というよりは比較的画面に張りついた視聴が生じやすいという観点を得まして、そういう観点からシミュレーションをしているということは少し加味されているところでございます。

(3) 高精細映像の安定的かつ効率的な配信に係る検討

- 事務局より、資料13-3に基づき説明がなされた。

◆ 意見交換

- 【村井主査】どんなときでも、低画質になったとしても見えたほうが良いという点について、これと6ページの、放送の同一性という項目との関係はどのようになっているのでしょうか。

放送の同一性というのはクオリティを変えてはいけない、低画質になってはいけないということであり、それも含めて考えられているわけですね。

- 【事務局】基本的には先生がおっしゃるとおり、同一性を確保するという意味では同じクオリティ

を確保するというところでございますが、研究会の検討の中では、災害時等の場合においては、トピックを制限して流せるような仕組みを検討することも必要だとしています。ただ、放送事業者との関係がございまして、再放送同意といったような形でいろいろな権利を利用させていただいており、そこを勝手にケーブルテレビ事業者側では変更できませんので、必要に応じて事前にそういう調整なりをした上で低画質化した映像を放送するというようなことについて検討することが望ましいという議論をしております。

- 【村井主査】 ありがとうございます。

そのほかのご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、それ以前の項目、第1項目、第2項目でのご質問はありますか。

- 【河島構成員】では最初のほうに戻ってよろしいということですね。今日は情報量が多かったので、ちょっとついていくのが大変で、頭の整理もできていないのですが、一番最初の資料13-1で、11ページの真ん中あたりに、権利者団体のほうから、基本的に放送の許諾をして同時配信は嫌だという人は実際のところ考えにくいというご意見があった旨が記載されておまして、それで、NHKの調査のほうを見ますと、権利者等からネット配信許諾を得られずというのが、多くはないとしても全体の配信しなかった時間に対して11.2%あったということで、じゃあこれは結局のところ何だったのだろうと言うところが、まだ疑問として残っております。

前、たしかこの場でこのことが話題になったときに、NHKさんのほうで引き続き調査もされるというようなお話もあったように記憶しておまして、これはNHKさんだけに調査をお願いすべきことなのか、あるいはもう少し広く一般的な調査として、もしネット配信に反対する権利者がいるとすれば、それはどういう理由なんですかということ、もう少し詳細を知りたいなと思いたので、いずれかの時点でどなたかの調査というのを期待したいと思いました。

それから、あと2点あるのですが、2つ目が、音楽のインディーズの、アウトサイダーというんですか、レコード協会に属していない人たちの原盤権の許諾だとか、その所在だとかを把握するのが難しいという話なのですが、そのとおりだと思うのですが、今後、近未来的には、ブロックチェーンの活用というのがあり得ると聞いておまして、実際、インディーズのレーベル、音楽ミュージシャンたちがみずから自分で権利を管理するためにブロックチェーンの技術を利用する、そういうベンチャーと組むとか、ベンチャービジネスというのが起こりつつあるのではないかと。海外には少なくともあるようですので、日本でもそういうものが起きてきて、ある程度その問題というのは解決できる時代というのもあるかなということが、2つ目に気づいたことです。

それから3つ目に申し上げたいのは、先ほどの電通の調査で、大変わくわくする、本当におもしろい調査をしていただきまして、私も非常におもしろかったのですが、これを見ますと、今後同じ調査を、例えば10代の人たちにするとするのは難しいと思うのですが、10代の人たちが、しか

も紅白歌合戦をそもそも見ていなかったというときに、それを想像してくださいというのは難しいとは思いますが、ある意味、今の10代、20代という若い人たちのテレビ離れを食いとめるといふか、新たな視聴者層を生み出すきっかけというのがあるのかなということが、これからすごく感じまして、実際のパーセンテージは結構少なかったような印象もありますが、でも、この質問票で示していらっしゃる地上波テレビ放送のネット同時配信は、例えばこういうことができますよというので、これを見ておもしろいなと思った人は結構多いと思うのです。単に端末で、移動中に自分の好きなテレビが見られますということだけではなくて、幾つも番組を同時に見てあれこれしたりできるのかと、こういうことを若い人たち、今の行動パターンはまさにそうなので、2スクリーン、3スクリーンとよく言われていますが、ユーチューブよりこっちのほうが良いと思うようになる若い人たちの行動パターンというのも想像できて、ある意味、テレビの内容がおもしろければ、すごく新たに盛り上がる、そういうテレビ文化というのが今後生まれてくるのではないかと、感想ですけれども思いました。

- 【椎名構成員】今、先生がご指摘になったあたりは、実はサブワーキングでも議論になったところで、質問なども出ていたのですが、このNHKの試験的提供Bというものが、試験なので無償でお願いしたいということを前提に流れていました。ですので、当然ながら使用料請求ありとかについては、無償でやるのが前提ですので、当然流せないものとして出てくるのですが、権利者からネット配信許諾を得られないといった場合に、それは使用料がないから許諾をしなかったのか、あるいはネットに流すこと自体がだめなのか、というようなことがこの数字からはわからない、そこら辺をもうちょっと切り込む必要があるのではないかという話が出ておりました。

(4) 閉会

- 【村井主査】ありがとうございました。

それでは、本日はお忙しい中、活発な参加をどうもありがとうございました。これで本日の会議を終了したいと思います。

以上